

情報公開制度・個人情報保護制度

令和6年度（2024年度）運用状況報告書

鎌倉市総務部総務課

目 次

【情報公開制度の運用状況】

1	利用状況及び処理状況	1
2	実施機関別内訳	1
3	出資法人等の情報公開	4
4	指定管理者の情報公開	5
5	資産公開	6
6	情報公開・個人情報保護審査会の審議状況	7
7	情報公開・個人情報保護運営審議会の審議状況	8

【個人情報保護制度の運用状況】

1	処理状況	10
2	開示請求の処理状況	11
3	実施機関別内訳	11
4	請求の内容	12
5	個人情報ファイル簿の登録状況	12
6	法適用前後の状況（主な項目）	13

【資料】

行政文書公開・個人情報開示等審査請求の状況	14
＊情報公開に係る事務の流れ	20
＊審査請求後の流れ	21

情報公開制度の運用状況

1 情報公開制度の利用状況及び処理状況

令和6年度の情報公開制度の利用状況は、情報公開請求の件数が360件、前年比で15件の増加となりました。

公開請求に対する処理状況は〈表1〉のとおりです。内訳は、公開が159件、一部公開が180件、非公開が0件、取下げが7件、不存在が14件、存否応答拒否は0件となっています。

2 実施機関別内訳

実施機関別の請求件数は〈表2〉のとおりで、市長に対するものが297件で全体の約83%となっています。

市長に対する請求では、総務部、まちづくり計画部、都市景観部及び都市整備部で全体の約55%を占めています。

3 情報提供

広報やホームページ等で市の施策・計画、予算・財政、行財政改革、各種統計等の情報を提供しています。

また、総務課の行政資料コーナーで各種資料の閲覧、市が発行している有償刊行物を販売しています。

4 出資法人等の情報公開

鎌倉市情報公開条例第30条第1項に規定する出資法人等の公開申出の利用状況及びその処理状況は〈表3〉のとおりで、令和6年度は公開の申出はありませんでした。

5 指定管理者の情報公開

鎌倉市情報公開条例第31条第1項に規定する指定管理者の公開申出の利用状況及びその処理状況は、〈表4〉のとおりで、令和6年度は公開の申出はありませんでした。

<表1 情報公開請求の処理状況>

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
平成6	95	99	6	4	9	14	227
7	84	68	8	3	13		176
8	122	56		3	4		185
9	73	62	1	1	5	1	143
10	82	35	5	4	1	2	129
11	91	30			6	2	129
12	115	41	1	7	4		168
13	144	59		1	4		208
14	82	55		8	2	1	148
15	105	132		3	5		245
16	59	120	1		4	1	185
17	97	145			16		258
18	150	175	1	3	22		351
19	131	165	5	1	54		356
20	95	142	4	2	38		281
21	86	216	1	3	20	3	329
22	112	245	9	7	10		383
23	82	281	2	8	23		396
24	133	282	4	8	26	2	455
25	247	358	1	8	102	2	718
26	161	247		11	66		485
27	117	272	4	5	40		438
28	177	312		13	89	8	599
29	188	306	3	8	48		553
30	165	303	2	8	99	1	578
令和元	129	189		3	21		342
2	126	147		1	46	1	321
3	139	185		5	23	5	357
4	135	160	3	9	28	4	339
5	171	134	1	15	24		345
6	159	180		7	14		360

<表2 実施機関別内訳>

(単位 件)

区 分		件 数	区 分		件 数
	共創計画部	25		教育文化財部	39
	歴史まちづくり推進担当	1			
	総務部	48		教育委員会 小計	39
	市民防災部	34			
	こどもみらい部	14			
	健康福祉部	15			
	環境部	6		議会事務局	10
	まちづくり計画部	53		選挙管理委員会	5
	都市景観部	41		監査委員	8
	都市整備部	55		農業委員会	0
	会計管理者	2		公平委員会	0
	消防本部	3		固定資産評価審査委員会	1
				議会～固定資産までの 小計	24
	市長部局 小計	297		土地開発公社	0
全 体 合 計					360

<表3 出資法人等の処理状況>

公益財団法人 鎌倉風致保存会

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
令和2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0

公益財団法人 鎌倉市公園協会

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
令和2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0

公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
令和2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0

＜表4 指定管理者に対する情報公開申出の処理状況＞
令和6年度

(単位 件)

指定管理者名	管理施設	件 数 と 区 分						合 計
		公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体	鎌倉市芸術館	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団	鎌倉市鍋木清方記念美術館	0	0	0	0	0	0	0
川喜多・KBSグループ	鎌倉市川喜多映画記念館	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議	鎌倉市民活動センター 大船市民活動センター	0	0	0	0	0	0	0
かまくらスポーツファミリー共同事業体	鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館、見田記念体育館	0	0	0	0	0	0	0
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	鎌倉子育て支援センター、深沢子育て支援センター、大船子育て支援センター	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人ほっとスペースたまりば	玉縄子育て支援センター	0	0	0	0	0	0	0
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	こしごえ子どもの家「かもめ」、やまさき子どもの家「めじろ」、にしかまくら子どもの家「こまどり」、いまいずみ子どもの家「うぐいす」、ふかさわ子どもの家「すずめ」、せきや子どもの家「やまゆり」、おさか子どもの家「ひばり」、放課後子どもひろば「こしごえ、やまさき、にしかまくら、いまいずみ、ふかさわ、せきや、おさか」	0	0	0	0	0	0	0
株式会社理究キッズ	だいいち子どもの家「うみがめ」、おなり子どもの家「こぼと」、しちりがはま子どもの家「なみのね」、ふじづか子どもの家「かなりや」、おおふな子どもの家「つばめ」、うえき子どもの家「さわがに」、放課後子どもひろば「だいいち、おなり、しちりがはま、ふじづか、おおふな、うえき」	0	0	0	0	0	0	0
株式会社明日香	たまなわ子どもの家「うさぎ」、放課後子どもひろば「たまなわ」	0	0	0	0	0	0	0
株式会社明日葉	にかいどう子どもの家「めだか」、いなむらがさき子どもの家「いなほ」、放課後子どもひろば「にかいどう、いなむらがさき」							
社会福祉法人県央福祉会	あおぞら園	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	教養センター、名越やすらぎセンター、玉縄すこやかセンター、今泉さわやかセンター、腰越なごやかセンター	0	0	0	0	0	0	0
三菱電機ライフサービス(株)湘南支社	笛田公園	0	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鎌倉市公園協会	笛田公園及び鎌倉広町緑地を除く都市公園	0	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人鎌倉広町の森市民の会	鎌倉広町緑地	0	0	0	0	0	0	0
CYCLE PARK鎌倉共同企業体	鎌倉駅西口暫定自転車駐車場、大船駅西口交通広場自転車等駐車場	0	0	0	0	0	0	0
一般社団法人かながわ土地建物保全協会	深沢住宅、笛田住宅、梶原住宅、梶原東住宅、岡本住宅、諏訪ヶ谷ハイツ、ベネッセ湘南深沢、笛田ロイヤルハイツ、深沢セントラルハイツ、レーバンスガルデン山崎	0	0	0	0	0	0	0
腰越漁業協同組合	腰越漁港	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉CITYパートナーズ	鎌倉生涯学習センター、腰越、深沢、大船、玉縄(分室を含む)の各学習センター	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0

6 資産公開

(1) 条例の施行

鎌倉市長の資産等の公開について、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に基づき、「鎌倉市長の資産等の公開に関する条例」が平成7年12月31日に施行され、平成8年4月から資産等報告書などが公開されることになりました。

(2) 資産等報告書等の作成

この制度では、市長は次の書類を作成しなければならないことになっています。

ア 土地・建物・預金などについて記載する「資産等報告書」

イ 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得金額などについて記載する「所得等報告書」

ウ 報酬を得て会社その他の法人の役員・顧問その他の職に就いている場合には、当該会社等の名称・住所などについて記載した「関連会社等報告書」

(3) 公開の請求・手数料等

作成された上記の報告書等は、どなたでも公開を請求することができます。手数料は無料ですが、写しの交付については、複写費用が必要となります。

(4) 公開請求件数

令和6年度は、公開請求はありませんでした。

7 情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

行政文書の公開請求があった場合は、条例に規定された非公開情報を除き公開しなければなりません。

公開請求に対する実施機関の決定に対しては、行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求ができます。審査請求があったときは、それを却下する場合及び既に行った処分を取り消し、又は変更して全部公開する場合を除いて、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて実施機関は決定をしなければならないと条例に規定されています。令和6年度は実施機関から11件の諮問を受けました。

審査会は、実施機関に対して公開決定等についての説明を求め、また審査請求人に対して意見を求めるなど、実施機関の行った処分が妥当か否かを判断します。

情報公開制度については、令和6年度は9件の諮問がありました。

また、鎌倉市が保有している個人情報について、当該本人による開示・訂正・削除等の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、鎌倉市の実施機関に審査請求をすることができます。個人情報保護制度については、令和6年度に2件の諮問がありました。

制度が施行された平成6年度からの審査請求（平成27年度までは異議申立て）の合計は217件で、処理状況は、取下げ16件、却下7件、審査

会答申 172 件、審査中 20 件です。

審査請求等の状況は、【資料】行政文書公開・個人情報開示等審査請求の状況（P 14～）に掲載のとおりです。

令和 6 年度の審査会の開催状況は、＜表 4＞のとおりです。

〈表 4 審査会の開催状況〉

回数	開催日	審 議 内 容
155 回	令和 6 年 4 月 8 日	諮問第 121、122、124、125、129、130、131、132 号の審議
156 回	5 月 31 日	諮問第 121、122、129、130 号の審議
157 回	6 月 28 日	諮問第 121、122、129、130、号の審議
158 回	7 月 26 日	諮問第 121、122、124、125 号の審議
159 回	9 月 12 日	諮問第 121、122、124、125 号の審議
160 回	11 月 7 日	諮問第 121、122、123、124、125、126、129、130、131、132 号の審議
161 回	12 月 6 日	諮問第 121、122、124、125、129、130、131、132 号の審議
162 回	令和 7 年 1 月 16 日	諮問第 121、122、123、124、125、126、129、130、131、132 号の審議
163 回	2 月 13 日	諮問第 123、126 号、127、128 号の審議
164 回	3 月 13 日	諮問第 127 号、128、133、134、135、136、137 号の審議

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

令和 7 年 3 月 31 日現在

氏 名	職 業	備 考
井 原 綾 子	弁 護 士	
嘉 藤 亮	神奈川大学 教授	会 長
金 子 匡 良	法政大学 教授	
齋 藤 真 吾	弁 護 士	
松 田 道 佐	弁 護 士	職務代理者

（五十音順）

8 情報公開・個人情報保護運営審議会の審議状況

情報公開制度、個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しています。

令和5年（2023年）4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用されたことから、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは諮問することができ、実施機関に対して建議をすることができます。

令和6年度中に審議会は3回開催され、事故報告11件、個人情報ファイル簿に関する報告を受けました、令和6度の審議会の開催状況は〈表6〉のとおりです。

〈表6 審議会の開催状況〉

回数	開催日	審議内容
105回	令和6年8月22日	【事故報告】 ・個人情報の流出について（6件） 【報告事項】 ・監査報告書
106回	10月31日	【事故報告】 ・個人情報の流出について（2件） 【報告事項】 ・令和5年4月以降新たに個人情報ファイル簿を作成した事務等について ・個人情報の保護に関する法律の施行状況調査について
107回	令和7年2月19日	【事故報告】 ・個人情報の流出について（3件） 【報告事項】 ・令和6年4月以降新たに個人情報ファイル簿を作成した事務等について ・鎌倉市個人情報保護条例の一部改正について ・令和6年度 個人情報の保護に関する監査

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

令和 7 年 3 月 31 日現在

氏 名	職 業	備 考	区 分
岡 崎 美奈子	人権擁護委員		市 民 代 表
嘉 藤 亮	神奈川大学 教授	会 長	学識経験者
中 舘 慶 子	弁 護 士	職務代理者	学識経験者
西 野 奈津子	N P O 法人代表		市 民 代 表
福 田 英 訓	弁 護 士		学識経験者

(五十音順)

個人情報保護制度の運用状況

1 処理状況

令和6年度の個人情報開示請求の利用状況は〈表1〉のとおりで開示請求件数は132件、前年比で23件減少しました。

個人情報開示請求に対する処理状況は〈表1〉のとおりで、開示は49件、一部開示が43件、非開示が2件、不存在が38件、取下げは0件です。

この他、訂正請求が5件（結果は訂正しない決定。）ありました。

（注）証明書等の開示請求があった場合、証明書を交付している市民課及び支所（4箇所）に同一内容の請求を行い、それぞれの決定について1件と計算しています。

（例：市民課一部開示、支所いずれも不存在⇒一部開示1件、不存在4件）

2 実施機関別内訳

実施機関別の請求件数は〈表2〉のとおりで、概要は、市長に対するものが123件で全体の約93%となっています。請求内容は〈表3〉のとおりで、住民票・印鑑登録・戸籍に関するものが全体の約37%となっています。

3 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ市長に対して事務の名称や取り扱う目的などを「個人情報登録簿」により届出をすることとしていましたが、令和5年（2023年）4月1日から、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、「個人情報ファイル簿」により登録することとなりました。

令和5年度末の個人情報ファイル簿の登録状況は〈表4〉のとおりで、このうち1,000件以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイル簿で、電子計算機をもって検索できるもの（電算処理ファイル）と、五十音順に並べるなどして手作業で容易に検索できるもの（マニュアル処理ファイル）については、ホームページで公表しています。

4 特定個人情報に係る状況

特定個人情報の開示請求、訂正請求はありませんでした。

<表1 開示請求の処理状況>

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分					合 計
	開示	一部開示	非開示	不存在	その他	
平成6	1	1				2
7	3	2				5
8	10	4	1	30		45
9	8	3		22		33
10	7	11	1	32	1	52
11	4			30		34
12	4	5		34		43
13	3	2		12		17
14	5	3		20	5	33
15	8	3		35	1	47
16	9	2		11		22
17	6	1		35		42
18	16	10		45		71
19	13	14		34		61
20	16	9		33		58
21	27	7		39		73
22	11	12		24		47
23	24	12		67	1	104
24	10	8	1	41	1	61
25	22	16		30		68
26	19	9		42		70
27	19	20		60		99
28	15	14	1	21		51
29	27	21	1	54	1	104
30	21	17	1	43	1	83
令和元	46	13		56	1	116
2	28	20		51	1	100
3	34	33		36		103
4	52	35		52		139
5	53	33		67	2	155
6	49	43	2	38	0	132

<表2 実施機関別内訳>

(単位 件)

区 分		件 数	区 分		件 数
	共生共創部	4		教育文化財部	9
	歴史まちづくり推進担当	0			
	総務部	17		教育委員会 小計	9
	市民防災部	49			
	こどもみらい部	10		議会事務局	0
	健康福祉部	30		選挙管理委員会	0
	環境部	0		監査委員	0
	まちづくり計画部	0		農業委員会	0
	都市景観部	0		公平委員会	0
	都市整備部	6		固定資産評価審査委員会	
	会計管理者	0		議会～固定資産までの 小計	0
	消防本部	7			
				土地開発公社	0
市長部局 小計	123				
合 計					132

<表3 請求の内容>

市民課・支所での申請に係る開示請求	件数
「住民票の写し等交付申請書」等、住民票に関するもの	21
「印鑑登録証明書交付申請書」等、印鑑登録に関するもの	22
「戸籍証明書等交付申請書」「戸籍の附票交付申請書」等、戸籍に関するもの	1
上記3件のうち複数を含む請求	5
計	49

その他の開示請求	件数
課税状況等、税に関するもの	15
相談記録に関するもの	12
診断書に関するもの	2
介護保険に関するもの	23
土地境界確定に関するもの	3
建築関係に関するもの	0
市営住宅等に住宅に関するもの	1
各種保険料に関するもの	1
救急に関するもの	6
教育・学校に関するもの	8
その他	12
計	83

<表4 個人情報ファイル簿の登録状況> (単位 件)

令和7年(2025年)3月31日現在

実 施 機 関	登録件数 *1	公表件数 *2
市長	761	115
教育委員会	124	20
選挙管理委員会	4	1
公平委員会	1	0
監査委員	2	0
農業委員会	5	0
固定資産評価審査委員会	1	0
土 地 開 発 公 社	1	0
合 計	899	136

*1 登録件数

法律に移行した際、旧条例で作成していた個人情報登録簿から移行したもので、
取扱い件数が1,000件未満の個人情報ファイル簿を含む。

*2 公表件数

法律で定める取扱い件数が1,000件以上の個人情報ファイル簿で、電子計算機
をもって検索できるもの(電算処理ファイル)と、五十音順に並べるなどして手作業
で容易に検索できるもの(マニュアル処理ファイル)について、ホームページで公表
した件数。

個人情報保護法の保護に関する法律施行前後の状況（主な項目）

令和5年4月1日からは、地方公共団体にも改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

	施行前（令和4年度まで）	施行後（令和5年度）
人員体制	総務課市政情報担当（行政資料コーナー）に常勤職員2名、会計年度任用職員（交代勤務）4名を配置 ※体制に変更はありません。	
根拠法令	鎌倉市個人情報保護条例 鎌倉市個人情報保護条例施行規則	<u>個人情報の保護に関する法律</u> 鎌倉市個人情報保護条例 鎌倉市個人情報保護条例施行規則 条例及び規則は、全部を改正し、令和5年（2023年）4月1日から新たな条例及び規則を施行しました。
文書の複写費用	行政文書等の複写費用に関する要綱 ※費用の改正はありません。 主な複写費用の額 （白 黒）A3サイズまで 1面10円 （カラー）B4サイズまで 1面50円 A3サイズ 1面80円	
個人情報請求開示決定までの期間	開示請求があった日から起算して15日以内。（旧条例第25条第1項）	開示請求があった日から起算して15日以内。（条例第4条第1項）
決定までの期間の延長	事務処理上の困難その他正当な理由があるとき、 <u>45日以内</u> に限り延長が可能。（旧条例第25条第3項）	事務処理上の困難その他正当な理由があるとき、 <u>30日以内</u> に限り延長が可能。（条例第4条第2項）
個人情報の取扱いに関する運用の主な変更点	○次の事項は、法の規定により審議会に対する諮問ができなくなったことから、個人情報の適正な管理のため、審議会に報告する運用に改めました。 ・要配慮個人情報の取り扱いについて（既に答申があるものを除く） ・業務遂行に必要、相当な理由がある場合等の利用、提供 ・オンライン結合 など ○個人情報登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿を作成しました。 （1,000件以上を取扱う個人情報ファイル簿はホームページで公表。） ○開示、訂正、利用停止の各請求は、任意代理人から行うことが可能となりました。	
開示請求先	総務課市政情報担当（行政資料コーナー）	

資 料

行政文書公開・個人情報開示等 審査請求の状況

令和4年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	所 管 課	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
118	都市計画課	不存在	04. 02.21 04. 03.02 04. 03.11 04. 06.01 06・ 2・29	処分は妥当。	答申どおり決定 (06.4.11)
119	深沢地域整備課	不存在	04. 01.31 04. 03.31 04. 05.09 04. 08.05 06・ 2・29	処分は妥当。	答申どおり決定 (06.4.12)
120	深沢地域整備課	一部公開 第1号	04. 02.21 04. 04.21 04. 07.01 04. 08.31 06・ 2・29	処分は妥当。	答申どおり決定 (06.4.12)
121	教育指導課及び教育センター	一部公開 19条1項 2・4・6号	03. 12.16 04. 01.24 04. 02. 04 04. 05.13 04. 10.31 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
122	教育指導課	一部公開 19条1項 2・4・6号	03. 12.16 04. 03.08 04. 06.16 04. 10.31 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
123	深沢地域整備課	不存在	04. 05.30 04. 07.28 04. 09.09 05. 01.27 07. 03.18	処分は妥当	答申どおり決定 (07.4.22)

諮問 番号	所 管 課	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
124	教育指導課	一部公開 19条1項 2・4号	04. 04.12 04. 07.05 04. 10.06 05. 01.30 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
125	教育指導課	一部公開 19条1項 2・4号	04. 04.12 04. 07.05 04. 10.06 05. 01.30 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
126	深沢地域整備課	一部公開 3・4号	04. 05.09 04. 07.04 04. 10.14 05. 02.24 07. 03.18	処分は妥当	答申どおり決定 (07.4.18)
127	みどり公園課	一部公開 1・2号	04. 04.01 04. 04.15 04. 07.12 05. 03.29		
128	みどり公園課	一部公開 1・2号	04. 04.19 04. 05.06 04. 07.12 05. 03.29		

令和5年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
129	教育センター	一部開示 19条1項2 号、4号	04. 10.11 04. 10.21 05. 02.06 05. 06.06 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
130	教育センター	一部開示 19条1項2 号、4号	04. 10.11 04. 10.21 05. 02.06 05. 06.06 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
131	教育指導課	一部開示 19条1項2 号、4号	04. 10.11 04. 10.25 05. 02.06 05. 06.06 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
132	教育指導課	一部開示 19条1項2 号、4号	04. 10.11 04. 10.25 05. 02.06 05. 06.06 07・ 1・31	非公開とした部分 のうち一部は公開 が妥当	答申どおり決定 (07.3.7)
133	深沢地域整備課	不存在	04. 10.14 05. 03.08 05. 03.15 05. 06.12		
134	深沢地域整備課	公開拒否	04. 10.14 05. 02.14 05. 03.15 05. 08.01		

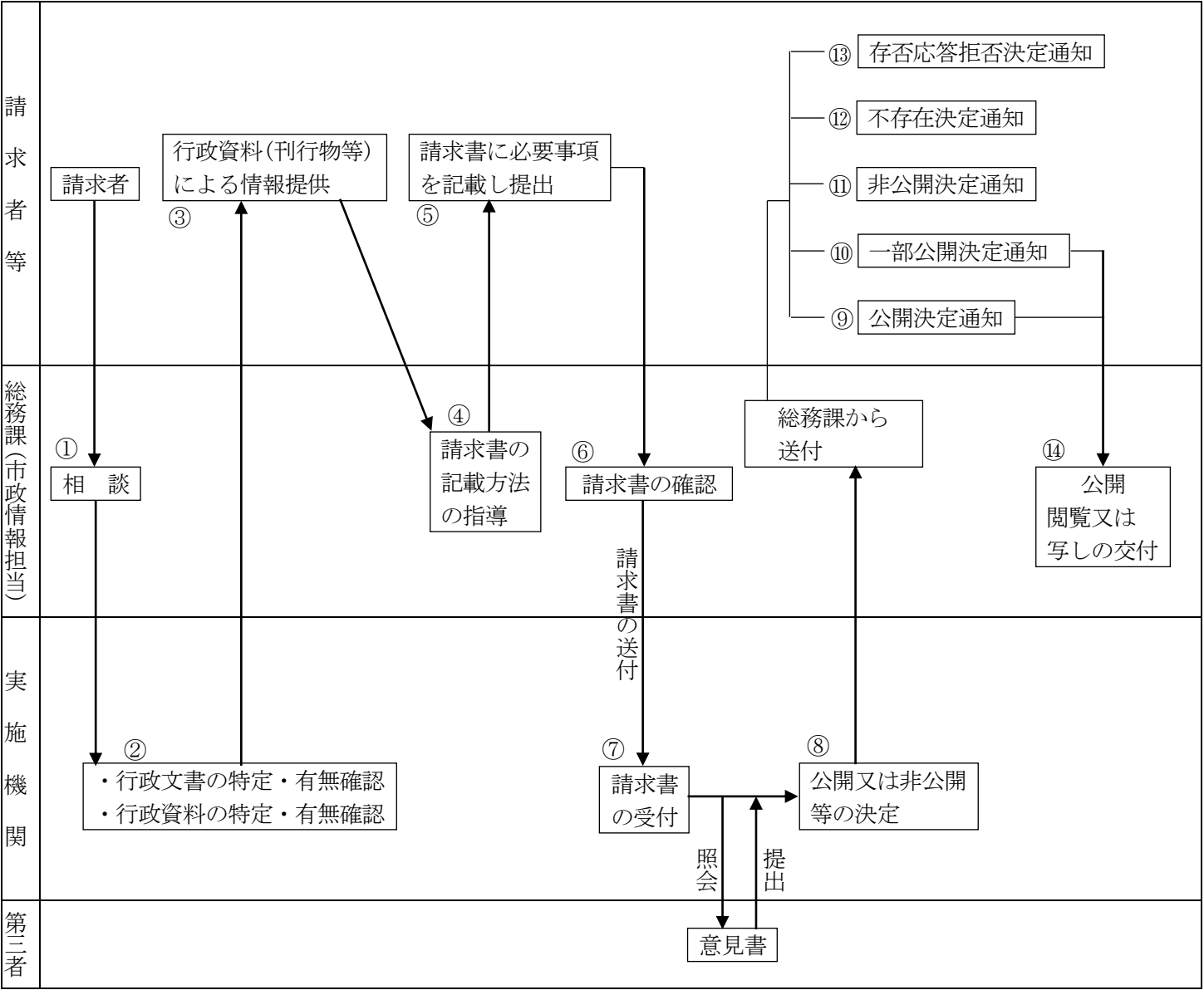
諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
135	深沢地域整備課	公開拒否	04. 10.14 05. 02.14 05. 03.15 05. 08.01		
136	深沢地域整備課	公開拒否	04. 10.14 05. 02.14 05. 03.15 05. 08.01		
137	深沢地域整備課	全部公開	05. 03.15 05. 05.15 05. 05.22 05. 09.26		
138	議事調査課	非公開 第3号、第4号	05. 09.13 05. 09.27 05. 10.03 05. 11.28		
139	文化課	一部公開 第1号、第2号、第4号	05. 07.27 05. 09.12 05. 10.11 06. 02.21		

令和6年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
140	深沢地域整備課	不存在	05. 12.22 05. 12.28 06. 03.15 06. 06.21		
141	深沢地域整備課	不存在	06. 03.06 06. 03.12 06. 03.15 06. 06.21		
142	学務課	一部開示 法78条1項 2, 7号	05. 04.25 05. 05.10 05. 08.09 06. 07.16		
143	教育指導課	一部開示 法78条1項 2, 7号	05. 11.27 05. 12.01 05. 12.11 06. 10.01		
144	深沢地域整備課	全部公開	06. 03.15 06.03.27 06.05.01 06.10.02		

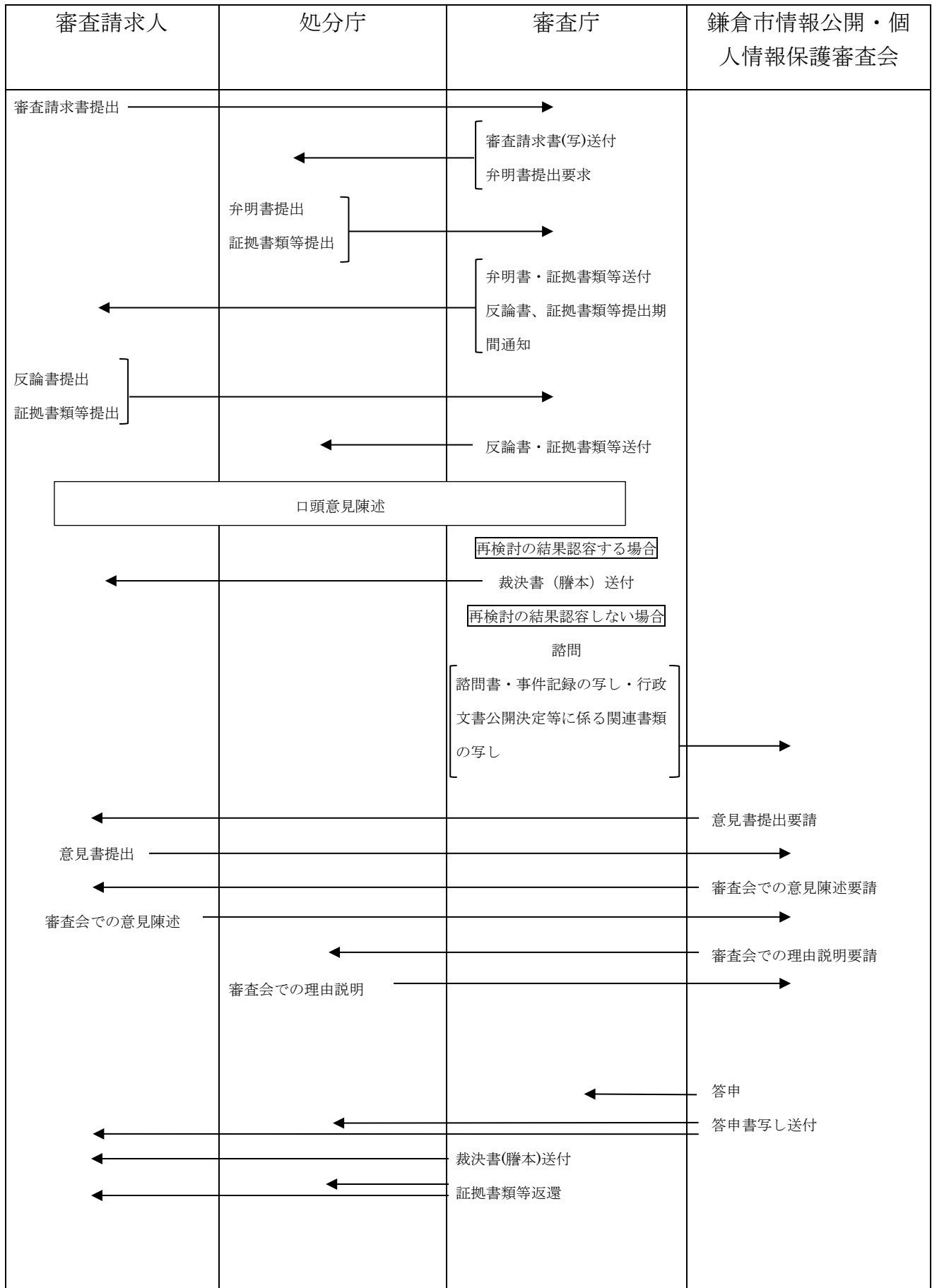
諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
145	深沢地域整備課	不存在	06. 03.15 06.03.27 06.05.01 06.10.02		
146	地域共生課	一部公開 第1号、第 2号	06. 06.21 06.07.05 06.08.15 06.10.08		
147	深沢地域整備課	全部公開	06. 03.15 06.03.28 06.05.01 06.10.28		
148	深沢地域整備課	不存在	06. 03.15 06.03.28 06.05.01 06.10.28		
149	深沢地域整備課	全部公開	06. 03.25 06.05.14 06.06.28 06.12.06		
150	市街地整備課	不存在	06. 11.01 06.11.08 07.01.31 07.03.24		

情報公開に係る事務の流れ



※決定（⑨～⑬）に不服の場合は、3月以内に審査請求をすることができます。
審査請求の流れは次頁のとおり

審査請求後の流れ



令和6年度（2024年度）運用状況報告書

鎌倉市総務部総務課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 内線 2217

FAX 0467-23-8700